戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期ビッグデー タ・AIを活用したサイバー空間基盤技術/ 分野間データ連携基盤技術の社会実装に向けた外部仕様書の作成・公開および相互接続性実証

実証テーマ(エ)データ取引で利用されるデータ基盤技術との相互接続性実証 実証参加者様用アンケート

実証にご協力いただいた皆様、誠に有難うございました。大変お手数ですが、下記アンケートへのご回答をお願いいたします。ご回答いただいた内容は、ご回答者様を特定できない内容に加工を行い、本実証テーマ(エ)の成果報告書に掲載させていただきます。成果報告書は、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)により一般に公開されます。

アンケートご回答期限:2023年3月1日(水)午後12時迄

【コンセプトについて】

Q1 無体物であるデータは民法上の権利(所有権、占有権等)の保護対象外となり、一般的にはデータが法的に財産保護の対象にはならず、排他的な所有ができるものではありません。そこで、取引の対象をデータではなく「データ利用権証」として有体物化し、提供者・利用者双方の権利義務を標準化するとともに、署名技術などにより原本性を保証することで、データを利用する権利を保護します。この考え方がデータ取引きにおける課題解決の方法として期待できると思いますか。

とても期待できる ・ やや期待できる ・ あまり期待できない ・ 期待できない

Q3 データブローカーはデータ提供者やデータ利用者の事業展開や課題、要望を理解し、データ活用の知見をもとに適切な売買が成立するよう支援を行うことが想定されます。事業会社が直接データ取引きを行う以外に、このようなアクターが取引きを支援することがデータ流通の活性化につながると思いますか。

そう思う ・ ややそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない

Ω	トミコ目リルニついて	そう思う理由をご記載ください。
()4		そつ思う性田ダん 記載ください。

Q2 上記問いについて、そう思う理由をご記載ください。

Q5 データブローカーとしてデータ(データ利用権証)の市場を介した売買を委託される場合、貴社で業務の引受けが可能な 部門はありますか。

ある(部門名:) ・ ない

Q6 データの購入動機として、データを利用することを目的とする者のほかに、データ利用権の売却益を期待する「投資家」を参入させることが、データ(データ利用権証)の取引機会の創出に繋がると思いますか。

繋がる ・ やや繋がる ・ あまり繋がらない ・ 繋がらない

Q7 上記問いについて、そう思う理由をご記載ください。

Q8 データ提供者はデータ化前の状態でもデータ利用権証の売買が可能なため、データ化前に上場し売買が成立すれば資金調達が可能となることを想定しています。このような仕組みやデータの売り出し方をできることが、市場への参入動機となりますか。

とてもなる ・ ややなる ・ あまりならない ・ ならない

Q9 Q8の問いについて、そう思う理由をご記載ください。
Q10 Q8の問いに関連して、データ購入者の立場から見た場合、先物取引のような購入方法ができることについて、市場への参入動機となると思いますか。
とてもなる ・ ややなる ・ あまりならない ・ ならない
Q11 上記の問いについて、そう思う理由をご記載ください。
Q12 データ提供者や提供されるデータ、データ提供先、目論見書や権利証の情報といった取引に関わるすべての情報を、第三者(利用権取引市場および証明機関)が真正性を証明し、保証します。この仕組みが不正データの入手等、データを売買することへの不安を解決するものとして期待できると思いますか。
とても期待できる ・ やや期待できる ・ あまり期待できない ・ 期待できない
Q13上記の問いについて、そう思う理由をご記載ください。
Q14 データを利用する者として、第三者(利用権取引市場および証明機関)がその権利を証明し、保証をする仕組みについて、データを利用する側の業務や事業への影響はありますか。
とても影響がある ・ やや影響がある ・ あまり影響はない ・ まったく影響はない
Q15 上記の問いについて、そう思う理由をご記載ください。
Q16 データ利用権取引市場が商用化される場合、貴社として参加を検討することができますか。検討できる場合は、ロールをおしえてください。(複数選択可)
データブローカー ・ データ提供者 ・ データ利用者 ・ 未定だが参加を検討したい
【データ利用権取引市場での取引について】
Q17 データ利用権証では、「データを利用する権利」とは自然権としてすべての人がその権利を有していることを前提としたうえで、利用時の禁止事項を定めることとしています。データ提供者は、システムに表示される禁止事項の中から任意で選択することができ、選択した条件が利用権証に定められます。この内容について、貴社が第三者にデータ提供を行う場合に十分性があると思いますか。
十分性はある ・ やや十分性はある ・ やや不十分 ・ 不十分
Q18 上記の問いについて、そう思う理由をご記載ください。
Q19 利用権証は画面で確認するほか、PDFなどのファイル形式での取得・保管を要すると思いますか。

文書として保管できたほうが良い ・ 保管できなくても良い(画面等で確認する方法があれば良い)・ どちらともいえない

Q20 データブローカーとして、取引審査を行う際、目論見書や利用権証に定める内容とデータ提供者から提供されるデータセットが相違がないかを判断することはできましたか。(できると思いますか。)
十分できた ・ まあまあできた ・ あまりできなかった ・ まったくできなかった
Q21 上記の問いで、「あまりできなかった」「まったくできなかった」を選択した場合は、どういった点に苦慮されたかおしえてください。
Q22 目論見書の項目は、データセットの魅力を伝えるための項目として十分でしたか?
十分だった ・ やや十分だった ・ あまり十分ではない ・ 十分ではない
Q23 上記の問いで、「あまり十分ではない」「十分ではない」を選択した場合は、追加したほうがよい項目や記述方法があれば、 ご記載ください。
Q24 目論見書や利用権証上に掲載されている情報から、売出価格の適正性の評価や利用権証購入の意思決定はできると思いますか。
十分できる ・ まあまあできる ・ あまりできない ・ まったくできない
Q25上記の問いで、「あまりできない」「まったくできない」を選択した場合は、なぜそう思われたのかをご記載ください。
Q26 付帯情報では、データの詳細な情報(取得経緯や合意有無、測定環境等々のデータそのものでは表現できない情報)がわかる情報を登録します。データを利用する立場として見たとき、データ提供者は付帯情報にどのような内容を記載するべきと思いますか。
Q27 データセットの「買い手」は価格によって自動的に決定します。データ利用者とデータ提供者のあいだで交渉や調整が不要となり取引業務が効率化することが期待されます。この取引方法について、データ提供者として合理性があると思いますか。
とても合理性がある ・ やや合理性がある ・ あまり合理性はない ・ まったく合理性はない
Q28 上記の問いについて、そう思う理由をご記載ください。
Q29 貴社がデータを利用する立場となる場合、提供データにアクセスするためのI/Fとして、求める仕様や形式があればおしえ

【価格形成機能について】

Q30 実証環境では、売出価格に対して、指値売りと成行き売りによる価格形成機能を実装しています。この売買方法が、データ取引において価格相場の導出につながる「価格形成」に資すると思いますか。

とてもそう思う ・ ややそう思う ・ あまりそう思わない ・ まったく思わない

Q31 これらの価格形成機能について、各アクターから見たときのメリット・デメリットの有無についてお聞かせください。 ●データ提供者視点
メリット
デメリット
しまた。
メリット
デメリット
●投資家視点
メリット
デメリット
Q32 今回の実証では、初値売りはスコープ外としましたが、初値売り機能を試してみたいと思いますか。
とても試したい ・ やや試したい ・ あまり試したくない ・ まったく試したくない
【システム操作・性能について】
Q33 システムの処理性能や画面動線など、システムを操作する上で不満を感じることはありましたか。
とても不満 ・ やや不満 ・ あまり不満はない ・ 不満はない
Q34 上記の問いで、「とても不満」「やや不満」を選択した場合、どの操作に対してそお感じたかご記載ください。
Q35 今回の実証ではデータセットの容量など制限を設けました。制限値は実際の業務で影響はありますか。
とてもある ・ ややある ・ あまりない ・ まったくない
Q36 上記の問いで、「とてもある」「ややある」を選択した場合、どのような場合に影響があるかご記載ください。
【その他】
Q37 今後、データ利用権取引市場の機能強化を予定しております。次回の実証にご協力いただくことはできますか?
できる ・ できない ・ 未定
Q38 今回の実証に参加した感想やお気づきの点などがございましたら、ご自由にお書きください。